

投資信託の総合取引約款・規定 「新旧対比表」

※ 改定箇所のみ抜粋

改定前	改定後
総合取引約款	総合取引約款
第1章 投資信託取引	第1章 投資信託取引
(申込方法等)	(申込方法等)
第2条 投資信託取引のお申込みは、当行所定の申込書に必要事項を記入の上、署名捺印し取扱店に提出することによって申し込むものとし、その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い、取引時確認を行わせていただきます。	第2条 同左
2 個人のお客様が前項のお申込みをするためには、あらかじめ行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を届け出ていただきます。	2 同左
3 お客様は、当行が承諾し所定の手続きを完了した場合に限り、投資信託取引を開始することができます。	3 同左
4 投資信託取引のお申込みの際には、原則として、次のお申込みを同時にさせていただきます。 ① 第1条第1号および第2章に定める金銭の振込先指定方式の利用。 ② 第1条第2号および第3章に定める取引残高報告書方式の利用。 ③ 第1条第3号および投資信託振替決済口座管理規定に定める振替決済口座の利用。	4 投資信託取引のお申込みの際には、原則として、次のお申込みを同時にさせていただきます。 ① 第1条第1号および第2章に定める金銭の振込先指定方式の利用。 ② 第1条第2号および第3章に定める取引残高報告書方式の利用。 ③ 第1条第3号および投資信託振替決済口座管理規定に定める振替決済口座の利用。
【追加】	④ <u>第1条第4号および自動継続（累積）投資約款に定める累積投資取引。</u>
5 投資信託取引の申込を当行が承諾したときは、当行は遅滞なくその口座（以下「取引口座」といいます。）を設定し、お客様にその旨を通知するとともに、自動継続（累積）投資約款に基づく累積投資契約が成立したものとして取り扱い、原則、累積投資口座（投資信託等から発生する収益分配金等を入金する投資口をいいます。以下同じ。）を設定します。	5 投資信託取引の申込を当行が承諾したときは、当行は遅滞なくその口座（以下「取引口座」といいます。）を設定し、お客様にその旨を通知するとともに、自動継続（累積）投資約款に基づく累積投資契約が成立したものとして取り扱い、原則、累積投資口座（投資信託等から発生する収益分配金等を入金する投資口をいいます。以下同じ。）を設定します。
<u>6 すでに投資信託総合取引を契約済みのお客様が、第1条第4号及び第8号の取引を行なおうとする場合は、お客様の申し出により第1条第4号の取引の開始に関する契約を締結したものと扱います。</u>	【削除】

改定前	改定後
<p style="text-align: center;">第3章 取引残高報告書方式</p> <p>(解約・スイッチング等)</p> <p>第16条 取引残高報告書方式では、解約等の場合は解約申込書に署名捺印をしていただきます。またスイッチングの場合はスイッチング申込書に署名捺印をしていただきます。捺印は<u>取扱店にお届けの</u>印鑑とします。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 取引残高報告書方式</p> <p>(解約・スイッチング等)</p> <p>第16条 取引残高報告書方式では、解約等の場合は解約申込書に署名捺印をしていただきます。またスイッチングの場合はスイッチング申込書に署名捺印をしていただきます。捺印は<u>第4条により届け出ていただいた届出</u>印鑑とします。</p>
<p style="text-align: center;">第4章 雑則</p> <p>(免責事項)</p> <p>第18条 当行は次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>① 次条第1項による届け出の前に生じた損害</p> <p>② 当行所定の書類等を使用した印影を<u>お届け印</u>と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託の振替または抹消、その他の取扱いをした上で、当該書類等について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>③ 当行所定の書類等を使用した印影が<u>お届け印</u>と相違するため、投資信託の振替をしなかった場合に生じた損害</p>	<p style="text-align: center;">第4章 雑則</p> <p>(免責事項)</p> <p>第18条 当行は次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>① 同左</p> <p>② 当行所定の書類等を使用した印影を<u>届出印鑑</u>と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託の振替または抹消、その他の取扱いをした上で、当該書類等について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>③ 当行所定の書類等を使用した印影が<u>届出印鑑</u>と相違するため、投資信託の振替をしなかった場合に生じた損害</p>
<p>(施行期日)</p> <p>この約款は<u>平成28年8月1日</u>より適用します。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>この約款は<u>平成29年1月10日</u>より適用します。</p>

改定前	改定後
<p style="text-align: center;">自動継続（累積）投資約款</p> <p>（約款の趣旨）</p> <p>第3条 お客様が、<u>累積投資に係る取引を開始するときは</u>、当行所定の累積投資申込書を兼ねる総合取引申込書に必要事項をご記入の上、署名捺印し、これを当行にご提出いただくことによって累積投資を申込<u>むものとし</u>、当行が承諾した場合に限り累積投資を開始することができます。</p>	<p style="text-align: center;">自動継続（累積）投資約款</p> <p>（約款の趣旨）</p> <p>第3条 お客様が、当行所定の累積投資申込書を兼ねる総合取引申込書に必要事項をご記入の上、署名捺印し、これを当行にご提出いただくことによって累積投資<u>口座を申込み</u>、当行が承諾した場合に限り累積投資を開始することができます。<u>なお、平成29年1月6日現在で投資信託振替決済口座管理規定に定める投資信託振替決済口座を開設しているお客様が累積投資口座を開設していない場合は、累積投資口座のお申込みを行ったものとみなします。</u></p>
<p>（申込事項等の変更）</p> <p>第11条 届出の印鑑を失ったとき、または届出印、名称、住所その他<u>申込</u>事項に変更があったときは、お客様は当行所定の書面で取扱店に届け出ていただきます。</p>	<p>（申込事項等の変更）</p> <p>第11条 届出の印鑑を失ったとき、または届出印、名称、住所その他<u>届出</u>事項に変更があったときは、お客様は当行所定の書面で取扱店に届け出ていただきます。</p>
<p>（施行期日）</p> <p>この約款は<u>平成28年8月1日</u>より適用します。</p>	<p>（施行期日）</p> <p>この約款は<u>平成29年1月10日</u>より適用します。</p>